

建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号の規定による仮使用認定に係る事務取扱要領

1 主旨

本要領は、建築基準法（以下「法」という。）第7条の6第1項第1号又は第2号の規定による特定行政庁又は建築主事の仮使用の認定申請について、事務取扱い及び審査等に必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

法第7条の6第1項第1号又は第2号による仮使用の認定は、申請に係る計画が本要領に基づく審査の結果、安全上、防火上及び避難上支障がないと認められ、かつ、消防機関においても消防法上支障がないと認めるものについて認定するものとする。

また、新築の建築物にあっては申請に係る建築物又は建築物の部分が現に存するもの、既存建築物にあっては当該建築物又は建築物の部分が適法のものであることを条件とする。

3 事務処理等

(1) 申請に係る事務処理は、法第7条の6第1項第1号の場合は別記1、法第7条の6第1項第2号の場合は別記2のフローチャートによる。

(2) 申請に係る事務処理に要する期間は、担当者が申請を受理した日からおおむね21日以内とする。

(3) 申請に不備等があり前号に定める期間内に処理しがたい場合は、仮使用の認定を保留する旨の通知書（様式第1号）により、また、認定しない場合は、仮使用を認定しない旨の通知書（様式第2号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

4 審査等

申請についての審査は棟単位とし、次に定める書類審査、現場審査を行うものとする。

(1) 書類審査は、法第7条の6第1項第1号の場合には、次に定める審査方針、審査項目及び審査基準により、申請に係る計画が建設省の通達（昭和53年11月7日住指発第805号。以下「建設省通達」という。）に定める承認基準に適合しているか否かを判断し、法第7条の6第1項第2号の場合には、平成27年国土交通省告示第247号第1に定める基準に適合しているか否かを判断する。

1) 審査方針

申請に係る書類審査は、次の各号に定める方針により審査する。

ア 申請に係る部分について建設省通達の仮使用承認準則のうち第2の承認基準の審査項目に適合しているか否かを審査する。

イ 仮使用部分とその他の部分とが建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて耐火構造の壁又は不燃材料で造られた間仕切り等により防火上有効に区画されていること。

ウ 申請に係る部分について申請に係る建築物の工事の進捗状況に即応した安全計画が作成されているかその内容を審査する。

2) 審査項目及び審査基準

申請に係る書類審査における審査項目及び審査基準は、原則として建設省通達によるほか、審査項目については次の項目を加えるものとする。

ア 敷地内通路 令第128条の規定に適合していること。

(2) 現地調査は、書類審査後現地において行い、申請に係る計画が現況に即し適切か否かを判断する。原則として現地審査は、申請に係る建築物のすべてについて行うものとする。

ただし、申請建築物が令第147条の2の規模未満であり安全上、防火上、避難上支障がないものについては、この限りでない。

(3) 増築等の仮使用の認定申請については、確認申請と同時に申請することを原則とする。

5 事後措置等

仮使用の認定若しくは認定しない旨の通知を受けた建築主が、認定された建築物若しくは建築物の部分を認定に係る計画と異なる状況で使用若しくは使用させている場合又は認定しないとされた建築物を使用若しくは使用させている場合においては、当該仮使用認定の取消し及び使用禁止等の措置を講ずるものとする。

6 消防との協議等

消防機関への協議又は通知は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 仮使用の認定申請は、すべて認定前に消防機関へ照会するものとする。

(2) 前項の消防機関への照会の方法は、別記1又は別記2のフローチャートによる処理経路とし、管轄消防署において意見を付することにより協議したものとみなす。

(様式第3号)(様式第4号)

(3) 申請を認定した場合又は認定しないとした場合には、その旨を関係消防機関に通知する。(様式第5号)

(4) 前項の消防機関への通知には仮使用認定通知書又は仮使用を認定しない旨の通知書の写しを添付したものを送付することにより行うものとする。

(5) 処理期間 消防機関への照会に要する期間は仮使用認定申請書が消防機関に受理された日から10日以内に回答を受けるものとする。

この場合、消防機関は、10日以内に回答できない理由のあるときは、その理由をすみやかに特定行政庁又は建築主事に連絡するものとする。

(6) 照会の内容

消防機関の照会の内容は、次の事項について行うものとする。

ア 消防法第17条に規定する消防用設備等の設置及び維持管理に関すること。

イ 防火管理体制に関すること。

ウ 工事中に使用する火気、資材等の管理に関すること。

エ その他火災予防に必要な事項に関すること。

7 建築設備・工作物への準用

法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項の規定により法第7条の6の規定の準用を受ける建築設備及び工作物の仮使用の認定申請については、消防機関への協議等に関するものを除き本要領を準用する。

8 仮使用認定報告書の消防機関への送付

指定確認検査機関から法第7条の6第3項及び千葉県建築基準法施行規則第13条の3の規定による報告書の提出を受けた場合は、消防機関に写しを送付するものとする。(様式第6号)

9 その他

(1) 用途・規模により本要領によりがたい建築物の取扱いについては、その都度消防機関と協議し定めるものとする。

(2) 本要領は法第18条第24項第1号及び第2号の規定による仮使用認定申請に準用する。

(3) 安全計画書・工事計画書は、国土交通省通知(平成27年5月27日 国住指第558号・国住街第40号。)に示された様式を使用すること。

10 適用

本要領は平成7年8月1日以降受理した申請に適用する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月25日から施行する。